

令和3年第6回教育委員会会議記録

令和3年4月28日（水）

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
日程第 2 議案第1号 八雲町いじめ対策委員会委員の委嘱について
日程第 3 議案第2号 八雲町社会教育委員の委嘱について
日程第 4 議案第3号 八雲町立図書館協議会委員の任命について
日程第 5 議案第4号 八雲町スポーツ推進審議会委員兼八雲町総合体育館運営委員会委員の任命について
日程第 6 議案第5号 八雲町学校運営協議会委員の任命について
日程第 7 議案第6号 八雲町スポーツ推進委員の委嘱について
日程第 8 報告第1号 八雲町青少年問題協議会委員の任命について
日程第 9 報告第2号 令和2年度教職員の交通事故・違反発生状況について
日程第 10 報告第3号 令和3年八雲町成人式の再延期について
日程第 11 その他

◎出席者

教育長	土 井 寿 彦
委員	松 永 正 実
委員	羽 田 圭 吾
委員	神 原 伸 哉
委員	福 田 浩 子

◎出席した説明者

学校教育課長	石 坂 浩太郎
学校教育課参事	齊 藤 精 克
学校教育課長補佐	松 浦 真理子
学校教育課施設係長	若 山 晋 悟
社会教育課長兼図書館長	佐 藤 真理子
社会教育課長補佐	木 下 智 之
図書館管理係長	笹 田 幸 男
体育課長	三 坂 亮 司
体育課管理係長	菊 地 恵梨花
熊石教育事務所長	野 口 義 人

【開会 午前10時00分】

◎開会・開会宣言

- 教育長 本日、令和3年第6回教育委員会会議を招集いたしました。出席ご苦労様です。
本日の出席者は5名です。定足数の出席を認めます。よって、令和3年第6回八雲町教育委員会会議を開会いたします。
本日の会議日程は、お手元に配布のとおりです。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

- 教育長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員に、神原伸哉委員を指名いたします。

◎日程第2 議案第1号

- 教育長 日程第2 議案第1号「八雲町いじめ対策委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
○学校教育課長 教育長。
○教育長 学校教育課長。
○学校教育課長 議案第1号八雲町いじめ対策委員会委員の委嘱について説明いたします。議案書1ページをお開きください。

いじめ対策委員会については、八雲町子どものいじめ防止条例第14条において、いじめ防止基本方針に基づきいじめの防止等の対策を実効的に行うようにするため、教育委員会の附属機関として置くもので、教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止等に係る対策の推進に関する重要事項を調査審議する委員会であります。委員会の委員は5人以内で組織し、識見を有する人のうちから教育委員会が委嘱するもので、この度議案書記載の4人を委嘱するものです。

なお、任期は条例第14条第6項の規定により、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間となっております。

以上、議案第1号八雲町いじめ対策委員会委員の委嘱についての説明といたします。よろしく願いいたします。

- 教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

- 教育長 無ければ、議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

- 教育長 ご異議がございませんので、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第3 議案第2号

- 教育長 日程第3 議案第2号「八雲町社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○社会教育課長 教育長。

○教育長 社会教育課長。

○社会教育課長 議案第2号八雲町社会教育委員の委嘱についてご説明いたします。議案書2ページをお開きください。

八雲町社会教育委員は、社会教育法第15条第1項の規定に基づき、町の条例により設置される委員であり、八雲町社会教育委員条例第4条の規定により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者から教育委員会が委嘱する委員です。

社会教育委員の定数は、条例第2条の規定により20人以内と定められており、現在15名の委員を委嘱しております。

本年4月1日付け教職員の人事異動により3名の欠員が生じたことから、新たに委嘱するものであり、委嘱する3名は議案書記載のとおりで、本年4月1日に遡って委嘱しようとするものであります。

なお、今回委嘱する委員の任期は、条例第3条の規定で、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間と定められており、令和3年9月30日までとなります。

以上で、議案第2号八雲町社会教育委員の委嘱についての説明といたします。よろしくお願いたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第2号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 議案第3号

○教育長 日程第4 議案第3号「八雲町立図書館協議会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○図書館長 教育長。

○教育長 図書館長。

○図書館長 議案第3号八雲町立図書館協議会委員の任命についてご説明いたします。議案書3ページをお開きください。

八雲町立図書館協議会委員は、図書館法第14条第1項の規定に基づき、町の条例により設置される委員であり、八雲町立図書館条例第16条の規定により、学校教育及び社会教育の関係者、学識経験のある者から教育委員会が任命する委員であります。

図書館協議会委員の定数は、条例第16条第3項の規定により7人以内と定められており、現在6名の委員を任命しております。

本年4月1日付け教職員の人事異動により1名の欠員が生じたことから、新たに任命するものであり、任命する1名は議案書に記載のとおりで、本年4月1日に遡って任命しようとするものであります。

なお、今回任命する委員の任期は、条例第16条第5項の規定で、補欠委員の任期は、前

任者の残任期間と定められており、令和3年9月30日までとなります。

以上で、議案第3号八雲町立図書館運営協議会委員の任命についての説明といたします。よろしくお願いたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第3号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5 議案第4号

○教育長 日程第5 議案第4号「八雲町スポーツ推進審議会委員兼八雲町総合体育館運営委員会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○体育課長 教育長。

○教育長 体育課長。

○体育課長 議案第4号八雲町スポーツ推進審議会委員兼八雲町総合体育館運営委員の任命についてご説明申し上げます。議案書4ページをお開きください。

本件は、令和元年10月1日から任命しておりました委員1名について、4月1日付人事異動により欠員が生じたことから、欠員補充を行うものです。

スポーツ基本法第31条では、市町村に地方スポーツ推進に関する重要事項を調査させるためスポーツ推進審議会を置くことができることとなっており、八雲町スポーツ推進審議会条例第4条の規定により、学識経験のある者、関係行政機関の職員から教育委員会が町長の意見を聴いて任命することとしており、5名を任命しております。

この度欠員となったのは、児童・生徒スポーツ振興の関係者として中学校体育連盟から任命している委員であり、同連盟から任命するものです。

任命する委員は議案書記載のとおりであり、本年4月1日に遡って任命するもので、任期は、前任者の残任期間となる令和3年9月30日となっております。

なお、八雲町総合体育館条例第5条の規定により、総合体育館運営委員は、八雲町スポーツ推進審議会委員をもって充て、その任期はスポーツ推進審議会委員の任期によると規定されていることから、併せて任命するものであります。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第4号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6 議案第5号

○教育長 日程第6 議案第5号「八雲町学校運営協議会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 議案第5号八雲町学校運営協議会委員の任命について説明いたします。議案書5ページをお開きください。

学校運営協議会委員については、八雲町学校運営協議会規則第5条第1項において、協議会の委員の定数は15人以内とし、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者、対象学校の校長及び教職員、教育委員会が適当と定める者のうちから、教育委員会が任命すると定められており、この度、議案書記載のとおり、落部中学校区の対象校から15人、野田生中学校区及び八雲中学校区の対象校からそれぞれ12人ずつ、熊石中学校区の対象校から15人の合計54人を任命するものです。

なお、任期は規則第6条の規定により、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間となっております。

以上、議案第5号八雲町学校運営協議会委員の任命についての説明といたします。よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第5号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 議案第6号

○教育長 日程第7 議案第6号「八雲町スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○体育課長 教育長。

○教育長 体育課長。

○体育課長 議案6号八雲町スポーツ推進委員の委嘱についてご説明申し上げます。議案書8ページをご覧ください。

本件は、令和元年10月1日から委嘱しておりましたスポーツ推進委員について、学校関係から委嘱していた2名が、この度の教職員人事異動等により欠員が生じたため、補充を行うものです。

スポーツ基本法第32条第1項では、当該市町村におけるスポーツ推進に係る体制整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、必要な熱意と能力を有するものの中から市町村教育委員会がスポーツ推進委員を委嘱することとなっております。現在定員20名のところ15名を委嘱しています。

このことから、八雲町スポーツ推進委員規則第5条第1項の規定により、欠員となった委員2名を委嘱するもので、委嘱する委員は議案書記載のとおりで、前任者が人事異動等により欠員となったため、欠員となった学校及び地域小中学校で協議のうえ選出された学校長の推薦を受け、この度委嘱するものです。

なお、委員の任期は、本年4月1日に遡って委嘱することとし、前任者の残任期間の令和

3年9月30日までとなっております。

以上、議案第6号の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第6号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第8 報告第1号

○教育長 日程第8 報告第1号「八雲町青少年問題協議会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○社会教育課長 教育長。

○教育長 社会教育課長。

○社会教育課長 報告第1号八雲町青少年問題協議会委員の任命についてご説明いたします。議案書9ページをお開きください。

八雲町青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法の規定に基づき、町長の付属機関として八雲町青少年問題協議会条例により設置された機関で、同条例第2条第1号委員関係行政機関の職員から任命した者3名、第2号委員学識経験者から任命した者8名、合わせて11名の委員で構成している協議会です。

この条例第2条1号に規定する関係行政機関の職員について、人事異動により1名欠員が生じたことから、後任の方を新たに議案書に記載のとおり任命いたしました。

なお、任期は在職期間となります。

同じく第2号に規定する学識経験者について、教職員の人事異動により2名の欠員が生じたことから、新たに2名を議案書に記載のとおり任命いたしました。

なお、任期は、条例第3条の規定で、補欠委員の任期は前任者の残任期間と定められており、令和3年11月16日までとなります。

以上で、報告第2号八雲町青少年問題協議会委員の任命についての説明といたします。よろしくよろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第1号は報告済みといたします。

◎日程第9 報告第2号

○教育長 日程第9 報告第2号「令和2年度教職員の交通事故・違反発生状況について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 報告第2号令和2年度教職員の交通事故・違反発生状況について説明いたします。議案書10ページからになります。

令和2年度教職員の交通事故・違反発生状況について、別紙のとおり報告するものであります。

11ページの一覧表をご覧ください。令和2年度は、記載のとおり18件の違反・事故が発生しております。物損事故が3件、もらい事故による人身事故が1件、交通違反が14件発生しております。違反の内訳は、30キロメートル未満の速度超過が8件、信号無視及び通行区分違反がそれぞれ1件ずつ、通行禁止違反が4件となっており、戒告処分を受ける違反はありませんでした。

令和元年度の違反は10件でありましたので、違反件数は、前年度と比較し4件の増加となっております。

毎月の校長会・教頭会において、交通事故・違反状況を報告し、事故・違反の撲滅に向けた取組と職員への指導の徹底を指示しておりますが、今後も教育委員会として指導を継続し、違反・事故の撲滅に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、報告第2号令和2年度教職員の交通事故・違反発生状況についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第2号は報告済といたします。

◎日程第10 報告第3号

○教育長 日程第10 報告第3号「令和3年八雲町成人式の再延期について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○社会教育課長 教育長。

○教育長 社会教育課長。

○社会教育課長 報告第3号令和3年八雲町成人式の再延期について報告いたします。議案書12ページからになります。

令和3年5月2日の日曜日に予定していた令和3年八雲町成人式は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から再延期することといたしました。

この理由としては、現在国内において新型コロナウイルス感染症の感染が急拡大しており、道内においても変異株による感染の確定が増加しつつあり、人々の移動を抑えていかなければならない状況になったと考え、新成人の皆様をはじめ、ご家族など関係する皆様の健康と安全を考慮し、八雲町成人式及び町内の複数個所に予定していたフォトスポットの設置を再延期することといたしました。

今回の成人式の対象者は、平成12年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方で、八雲町に住民票のある者及び現在八雲町に住民票はないが八雲町成人式に出席を希望する方としております。現在の対象者数は、158名となっております。

また、延期する開催時期については、令和4年1月を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、中止とする場合もあります。

成人式対象者への再延期の周知方法についてですが、文書の送付及び町ホームページへ記事を掲載いたしました。

また、令和4年1月の詳細については、改めて文書でご案内いたします。

成人式への参加を予定し、準備を進められていた新成人の皆様とご家族及び関係者の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解いただきたいと考えております。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

○松永委員 教育長。

○教育長 松永委員。

○松永委員 対象者やご家族の方、関係者の方から再延期について何か意見などの声があったのでしょうか。

○社会教育課長 教育長。

○教育長 社会教育課長。

○社会教育課長 今回再延期ということで、文書を送付し、ホームページなどで確認した方から何件か問い合わせがございました。本人ではなく、保護者の方から何件か問い合わせがあったのですが、やはり既に準備をしまっているのでは何か開催できないかという声や再延期ではなく、もう中止にしたほうが良いのではないかという声もございました。

また、再延期をしたということで、次の日程を早めに教えてほしいという声もございました。

関係者の方からは、町内の写真屋さんや着付け業者の方から今回の延期の判断は仕方がないのではないかという声もございました。

また、着付け業者の方からは、延期した日程が次の学年との兼ね合いもあるので、早めに情報を周知してほしいという声もございました。

以上でございます。

○松永委員 教育長。

○教育長 松永委員。

○松永委員 様々な意見があつて正解がどれかはわからないのですが、自分が保護者の立場だったら中止でもやむを得ないのではないかとも思うのですが、色々な立場の方の意見を聞きながら、スムーズに開催できるようにしていただきたいと思います。

○教育長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

○羽田委員 教育長。

○教育長 羽田委員。

○羽田委員 来年の1月に延期を予定しているということですが、来年1月の成人式対象者と今回延期される対象者とは、会場や時間をずらすのか合同で行うのか教えてください。

○社会教育課長 教育長。

○教育長 社会教育課長。

○社会教育課長 現段階では、詳細は決まっておりません。合同で行うのか別会場で行うのかも含めてこれから決めることとなります。

○羽田委員 教育長。

○教育長 羽田委員。

○羽田委員 一意見ですが、保護者の目線でもそうですし、対象になる子供たちにしても、

別の学年と同じ日の同じ場所というのは、違和感があると聞いています。新しい成人者も今回延期になっている成人者も心情的に別の学年と一緒にというのはなかなか受け入れられないと思いますので、可能であれば会場が密になるのを避けるという意味でも別時間の開催の方が良いのではないかと思うのと、今回1月の開催まで延期したということで、例えば今年対象になっている子供たちの夏季での開催の検討はなかったのでしょうか。

○社会教育課長 教育長。

○教育長 社会教育課長。

○社会教育課長 今年の対象者の成人式を1月から5月に延期の判断をしたのが11月ということで、今回の再延期は全く想定しておりませんでした。新型コロナウイルスの急拡大や思いもよらない変異株の拡大、そしてワクチン接種の話も年明けからありましたが、スケジュールが当初聞いていた状況からずれ込んでいることもあり、また、今回から八雲地域と熊石地域の合同開催ということで、それぞれの地域の催しも考慮した中では、8月開催は考えておりませんでした。

○羽田委員 教育長。

○教育長 羽田委員。

○羽田委員 町内の着付けなどの業者の方に聴きますと、通年の年の成人式でも忙しい中、当日2学年対応を行うというのは大変だと声もあり、中止というのも1つの判断としてあっても良いと思いましたが、開催するのであれば夏や秋などの時期も検討してほしいかと思いました。

○教育長 よろしいでしょうか。他に質問はございませんか。

○松永委員 教育長。

○教育長 松永委員。

○松永委員 1つ確認させてください。今後中止という判断もあるかと思うのですが、その場合、今年の対象者だけが中止になるのか、来年の対象者も一緒に中止になるということもあるのでしょうか。最悪の状況を考えて時、片方だけ中止となるとまたそれもどうなのかと考えます。

○社会教育課長 教育長。

○教育長 社会教育課長。

○社会教育課長 今の松永委員のご質問は、来年1月に2学年実施する成人式を中止とする場合の判断ということですが、現時点ではそこまでのことを考えておりませんでした。今後、松永委員の意見も含めて検討していきたいと考えております。

○教育長 難しい判断になります。先ほど社会教育課長からも説明がありましたが、11月に延期の判断をしたのは、新型コロナウイルスの感染状況の波が下がっていればということとワクチンにも一定の期待をしておりました。来年の1月となると、ワクチンの期待もありながらも最終的な判断をしていかなければならないと考えております。

よろしいでしょうか。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 他になければ、報告第3号は報告済みといたします。

◎日程第 1 1 その他

○教育長 日程第 1 1 その他ですが、事務局から何かありますか。

(「なし」という声あり)

◎閉会の宣言

○教育長 無いようですので、本日の会議に提出した議案等の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和 3 年第 6 回教育委員会会議を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

【閉会 午前 1 0 時 3 1 分】